

議案第 3 2 号

愛西市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例の
一部改正について

愛西市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例（平成 1 7 年
愛西市条例第 1 2 3 号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものと
する。

平成 2 3 年 8 月 3 0 日提出

愛西市長 八 木 忠 男

提案理由

この案を提出するのは、佐屋区域及び立田区域のそれぞれの区域の使用料
等を統一し、並びに佐織区域の使用料を改定するため必要があるからである。

愛西市条例第12号

愛西市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

愛西市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例（平成17年愛西市条例第123号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「公共ます」を「公共汚水ます」に改める。

第7条中「排水区域」を「処理区域」に改める。

第8条中「必要な設備」を「必要な排水設備」に改める。

第14条を次のように改める。

（使用料及び維持管理分担金）

第14条 市長は、排水施設の使用について、使用者から使用料を徴収する。

2 市長は、使用者が第11条に規定する届出をしないで排水施設を使用した場合は、使用の開始のときにさかのぼり、使用料を徴収するものとする。

3 市長は、使用者が排水施設の使用を休止し、又は廃止した場合において、第11条に規定する届出をしないときは、これを使用しているものとみなして、使用料を徴収するものとする。

4 市長は、排水施設の処理区域内において、建築物を所有し、若しくは占有する者又は事業等を営む者であって排水設備を有しない者（公共汚水ますを設置した者に限る。）は、排水施設が供用開始をした翌々月から、排水施設の維持管理に要する費用として、維持管理分担金を徴収する。ただし、地域し尿処理施設の処理区域内にあつては、この限りでない。

5 使用料及び維持管理分担金の額は、別表第2に定めるところにより算出して得た額とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

第19条中「第17条」を「第19条」に改め、「使用料又は」の次に「維持管理分担金若しくは」を加え、同条を第21条とし、第18条を第20条とする。

第17条中「別表第3による分担金」を「加入分担金として30万円」に

改め、同条に次のただし書を加え、同条を第19条とする。

ただし、公共汚水ます等の設置工事に係る費用が30万円を超過したときは、その超過した金額も納めなければならない。

第16条の見出しを「(使用料及び維持管理分担金の減免)」に改め、同条中「使用料」の次に「又は維持管理分担金」を加え、同条の次に次の2条を加える。

(督促)

第17条 市長は、使用料又は維持管理分担金を納期限までに納付しない者があるときは、法第231条の3第1項の規定により督促しなければならない。

(延滞金)

第18条 市長は、前条の規定による督促をした場合においては、愛西市税外収入に係る延滞金に関する条例(平成17年愛西市条例第60号)の定めるところにより延滞金を徴収することができる。

2 市長は、使用者が使用料又は維持管理分担金を納期限までに納付しなかったことについてやむを得ない事由があると認めた場合は、前項の延滞金額を減額し、又は免除することができる。

別表第2を次のように改める。

別表第2(第14条関係)

排水施設の名称	区分	排出量	1使用月につき
西保排水処理施設、本部田・東條排水処理施設、佐屋中央排水処理施設、永和台排水処理施設	基本使用料	10 ^m まで	1,260円
	超過使用料(1 ^m につき)	10 ^m を超えるもの	126円
	維持管理分担金	—	1,260円
	温泉利用の場合 (使用料に加算)	—	1人まで315円 2人目から1人当たり 210円

山路地区排水施設、福原地区排水施設、西鶺戸地区排水施設、小茂井地区排水施設、四会地区排水施設、森川地区排水施設、鶺戸東八反割地区排水施設、早尾地区排水施設、立田地区排水施設	基本使用料	10 m ³ まで	1,575円	
	超過使用料（1 m ³ につき）	10 m ³ を超えるもの	136円50銭	
	維持管理分担金	—	1,575円	
	温泉利用の場合	1使用月につき使用水量に1人当たり3 m ³ を加算	—	
排水施設の名称	使用料月額			適用範囲
	区分	均等割	人員割	
鶺多須地区排水処理施設、赤目地区排水処理施設、東川地区排水処理施設、八開中部地区排水処理施設、二子地区排水処理施設、八開北部地区排水処理施設、八開南部地区排水処理施設	一般用	1世帯当たり 2,600円	世帯員1人当たり 650円	住宅
	一般営業用	1世帯当たり 5,200円	世帯員及び人槽算定1人当たり 650円	一般用と業務用とに区分し難い建築物等
	業務用	1事業所当たり 5,200円	人槽算定1人当たり 650円	事業所、事務所、作業所、店舗、共同住宅等
	維持管理分担金月額（排水設備を有しない者）			
一般用・一般営業用・業務用として1世帯、1事業所等当たり 2,600円				
汚水処理施設の名称	使用料月額			
	基本使用料		超過使用料	
東八幡浄化センター	1世帯当たり 3,500円		—	
西八幡団地浄化センター	1世帯当たり 5,400円		—	
諸桑団地浄化センター	1世帯（2人まで）当たり 4,300円		満15才以上で1人500円、2人以上1,000円まで	

備考

- 1 排出量を隔月に検針する場合は、2使用月に排出した汚水の量の2分の1の量を1使用月の排出量とする。
- 2 排出量の算定は、次に定めるところによる。
 - (1) 水道水を使用した場合は、水道の使用水量とする。ただし、2以上の使用者が給水装置を共同で使用している場合において、それぞれの使用者の使用水量を確知することができないときは、それぞれの使用者の使用の態様を勘案して市長が認定する。
 - (2) 水道水以外の水を使用した場合は、その使用水量とし、当該使用水量は使用者の使用の態様を勘案して市長が認定する。
 - (3) 水道水と水道水以外の水を併用して使用した場合は、その使用水量の合計とし、当該使用水量は使用者の使用の態様を勘案して市長が認定する。
 - (4) 現に使用する水の量が農業集落排水に排出する汚水の量と著しく異なる使用者は、規則で定めるところにより、排出量及びその算定の根拠を記載した申告書を市長に提出しなければならない。この場合において、前3号の規定にかかわらず、市長は、その申告書の記載を勘案してその排出量を認定するものとする。
- 3 人槽算定とは、建築物の用途別によるし尿浄化槽の処理対象人員算定基準に従って、算定した処理対象人員をいう。
- 4 世帯員の確認は、住民基本台帳によるものとし、その基準日は、毎月1日とする。ただし、新規加入者の場合は、加入時の世帯員とする。
- 5 使用料及び維持管理分担金は、納入通知書、口座振替又は集金の方法により、偶数月に前月分及び前々月分を徴収する。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。
- 6 上記使用料及び維持管理分担金の額には、消費税及び地方消費税の額が含まれるものとする。

別表第3を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の第14条及び別表第2の規定は、平成24年4月1日以降に算出する使用料及び維持管理分担金について適用し、同日前に算出した使用料及び維持管理分担金については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第19条の規定は、平成24年4月1日以降に新たに使用者となる者の加入分担金について適用し、同日前に使用者となった者の加入分担金については、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行の際現に減免されていた維持管理分担金については、なお従前の例による。